

成田市危険物規制規則

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第3章、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の提出部数)

第2条 法、政令、省令又はこの規則に基づき提出する申請書又は届出書の部数は、省令に特に定めのあるものを除くほか、2部とする。

(危険物仮貯蔵仮取扱い承認証等)

第3条 消防長は、法第10条第1項ただし書の規定による承認をしたときは、危険物仮貯蔵仮取扱い承認証（別記第1号様式）に当該承認に係る申請書の副本を添付して交付するものとする。

2 法第10条第1項ただし書の規定による承認を受けた者が危険物の仮貯蔵又は仮取扱いを開始する場合は、当該危険物の仮貯蔵又は仮取扱いをする場所の見やすい箇所に同項ただし書の規定による承認を受けている旨を掲示した掲示板（別記第2号様式）を設けるものとする。

3 消防長は、法第10条第1項ただし書の規定による承認をしないときは、危険物仮貯蔵仮取扱い不承認通知書（別記第3号様式）に当該承認をしないこととした申請書の副本を添付して通知するものとする。

(危険物製造所等設置（変更）許可証等)

第4条 市長は、法第11条第1項の規定による許可をしたときは、危険物製造所等設置（変更）許可証（別記第4号様式）に当該許可に係る申請書の副本を添付して交付するものとする。

2 市長は、法第11条第1項の規定による許可をしないときは、危険物製造所等設置（変更）不許可通知書（別記第5号様式）に当該許可をしないこととした申請書の副本を添付して通知するものとする。

(完成検査の不適合通知等)

第5条 市長は、法第11条第5項本文の規定による完成検査を行った結果、法第10条第4項の技術上の基準（以下「技術上の基準」という。）に適合しないと認めたときは、完成検査不適合通知書（別記第6号様式）により通知するものとする。

2 市長は、法第11条の2第1項の規定による検査を行った結果、技術上の

基準に適合しないと認めたときは、完成検査前検査不適合通知書（別記第 7 号様式）により通知するものとする。

（危険物製造所等仮使用承認証等）

第 6 条 市長は、法第 11 条第 5 項ただし書の規定による承認をしたときは、危険物製造所等仮使用承認証（別記第 8 号様式）に当該承認に係る申請書の副本を添付して交付するものとする。

2 法第 11 条第 5 項ただし書の規定による承認を受けた者が同項ただし書の規定による仮使用（以下「仮使用」という。）を開始する場合は、当該仮使用をする場所の見やすい箇所に仮使用の承認を受けている旨を掲示した掲示板（別記第 9 号様式）を設けるものとする。

3 市長は、法第 11 条第 5 項ただし書の規定による承認をしないときは、危険物製造所等仮使用不承認通知書（別記第 10 号様式）に当該承認をしないこととした申請書の副本を添付して通知するものとする。

4 市長は、法第 11 条第 5 項ただし書の規定による承認を取り消したときは、危険物製造所等仮使用承認取消通知書（別記第 11 号様式）により通知するものとする。

（特例認定の申請等）

第 7 条 政令第 23 条の規定による基準の特例（以下「基準の特例」という。）の適用を受けようとする者は、危険物製造所等特例適用申請書（別記第 12 号様式）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、基準の特例を適用しても火災予防上支障がないと認めるときは、危険物製造所等特例認定証（別記第 13 号様式）に当該申請に係る申請書の副本を添付して当該申請をした者に交付するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による申請があった場合において、火災予防上支障があると認めるときは、危険物製造所等特例不認定通知書（別記第 14 号様式）に当該申請に係る申請書の副本を添付して当該申請をした者に通知するものとする。

（製造所等の譲渡又は引渡の届出の添付書類）

第 8 条 法第 11 条第 6 項後段の規定による届出をしようとする者は、当該届出に製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の譲渡又は引渡があったことを証する書類を添付するものとする。

（用途廃止の届出の添付書類）

第 9 条 製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、法第 12 条の 6 の規定による届出をするときは、製造所等に係る許可証及び完成検査済証（法第 11 条の 2 第 1 項の規定による検査を受けた製造所等にあつては、タンク検査済証を含む。）を添付するものとする。

(危険物保安監督者の選任の届出の添付書類)

第10条 製造所等の所有者等は、法第13条第2項の規定による届出をするときは、省令第48条の3後段に規定する書類のほか、危険物保安監督者に係る危険物取扱者免状の表面及び裏面の写しを添付するものとする。

(予防規程認可証等)

第11条 市長は、法第14条の2第1項の規定による認可をしたときは、予防規程認可証(別記第15号様式)に当該認可に係る申請書の副本を添付して交付するものとする。

2 市長は、法第14条の2第1項の規定による認可をしないときは、予防規程不認可通知書(別記第16号様式)に当該認可をしないこととした申請書の副本を添付して通知するものとする。

(休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長承認証等)

第12条 市長は、省令第62条の5の2第3項の規定による申請があった場合において、保安上支障がないと認めて承認をするときは、休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長承認証(別記第17号様式)に当該承認に係る申請書の副本を添付して交付するものとする。

2 市長は、省令第62条の5の2第3項の規定による申請があった場合において、保安上支障があると認めて承認をしないときは、休止中の地下貯蔵タンク等の漏れの点検期間延長不承認通知書(別記第18号様式)に当該承認をしないこととした申請書の副本を添付して通知するものとする。

(休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長承認証等)

第13条 市長は、省令第62条の5の3第3項の規定による申請があった場合において、保安上支障がないと認めて承認をするときは、休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長承認証(別記第19号様式)に当該承認に係る申請書の副本を添付して交付するものとする。

2 市長は、省令第62条の5の3第3項の規定による申請があった場合において、保安上支障があると認めて承認をしないときは、休止中の地下埋設配管の漏れの点検期間延長不承認通知書(別記第20号様式)に当該承認をしないこととした申請書の副本を添付して通知するものとする。

(資料の提出)

第14条 法第11条第1項の規定による許可を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、資料提出書(別記第21号様式)により市長に届け出るものとする。

(1) 法第11条第1項後段の規定による許可を要しない製造所等の軽微な変更をしようとするとき。

(2) 災害の防止のために特に資料を提出する必要があると認めるとき。

(3) 予防規程に規定する事項のうち関係者の氏名等を変更しようとするとき。

(4) 製造所等の所有者等の住所、氏名又は名称に変更があったとき。

(製造所等の休止又は再開の届出)

第15条 製造所等の所有者等は、当該製造所等の使用を3カ月以上休止しようとする場合には、あらかじめ危険物製造所等休止（再開）届出書（別記第22号様式）により市長に届け出るものとする。休止した製造所等の使用を再開する場合も同様とする。

(許可証等の再交付)

第16条 危険物製造所等設置（変更）許可証又はタンク検査済証（以下「許可証等」という。）の交付を受けた者は、当該許可証等を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、危険物許可証等再交付申請書（別記第23号様式）により市長にその再交付を申請することができる。

2 市長は、許可証等の再交付をするときには、当該許可証等に再交付の年月日を記載して交付するものとする。

(完成検査済証の再交付)

第17条 政令第8条第4項の規定による再交付の申請をしようとする者は、当該申請の際に製造所等の許可証等を添付するものとする。ただし、亡失し、又は滅失した場合は、この限りではない。

2 市長は、完成検査済証の再交付をするときは、当該完成検査済証に再交付の年月日を記載して交付するものとする。

(災害発生の届出)

第18条 製造所等の所有者等は、当該製造所等において火災、危険物の流出、爆発その他これらに類する事故が発生したときは、遅滞なく危険物製造所等災害発生届出書（別記第24号様式）により消防長に届け出るものとする。

(在庫管理等に関する計画の届出)

第19条 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第143号）附則第3項第2号の規定による届出をしようとする者は、地下貯蔵タンク等の在庫の管理及び危険物の漏えい時の措置に関する計画届出書（別記第25号様式）に必要な書類を添付して市長に届け出るものとする。

(製造所等の設置許可申請等の取下げの届出)

第20条 製造所等の設置又は位置、構造若しくは設備の変更に係る許可の申請を取り下げようとする者は、危険物製造所等許可申請等取下げ届出書（別記第26号様式）により市長に届け出るものとする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[別記様式 略]